

議案第11号

養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
16年養父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表に次の備考を加える。

備考 附属機関の構成員であって、報酬額の日額が6,000円の者のうち、医
師、弁護士、大学教授の報酬額は、日額15,000円とする。ただし、特に
必要と認める場合は、日額30,000円以内とすることができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
区分		報酬額		区分		報酬額			
教育委員会	委員	年額 188,000円		教育委員会	委員	年額 188,000円			
選挙管理委員会	委員長	年額 87,000円		選挙管理委員会	委員長	年額 87,000円			
	委員	年額 70,000円			委員	年額 70,000円			
	補充員から臨時に補充した委員	日額 6,000円			補充員から臨時に補充した委員	日額 6,000円			
監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額 50,000円		監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額 50,000円			
	議員うちから選任された委員	月額 17,750円			議員うちから選任された委員	月額 17,750円			
農業委員会	会長	年額 320,000円		農業委員会	会長	年額 320,000円			
	会長職務代理者	年額 280,000円			会長職務代理者	年額 280,000円			
	委員	年額 250,000円			委員	年額 250,000円			
	農地利用最適化推進委員	年額 200,000円			農地利用最適化推進委員	年額 200,000円			
固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額 6,000円		固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額 6,000円			
附属機関の構成員	日額をもって定める者	情報公開審査会	会長	15,000円	附属機関の構成員	日額をもって定める者	情報公開審査会	会長	15,000円
			委員	12,500円				委員	12,500円

現 行			改 正 案						
		個人情報保護 審議会	会長 委員	15,000円 12,500円			個人情報保護 審議会	会長 委員	15,000円 12,500円
		私立学校審議 会	会長 委員	15,000円 12,500円			私立学校審議 会	会長 委員	15,000円 12,500円
			介護認定審査 会	会長 及び 委員				12,500円	介護認定審査 会
		障害者総合支 援認定審査会	会長 及び 委員	12,500円			障害者総合支 援認定審査会	会長 及び 委員	12,500円
		その他のもの		6,000円			その他のもの		6,000円
		その他の非常勤職員	月額又は年額をも って定める者	養父市職員給与条例別表第1行政 職給料表に掲げる最高の額を超え ない範囲で市長が定める額				月額又は年額をも って定める者	養父市職員給与条例別表第1行 政職給料表に掲げる最高の額を 超えない範囲で市長が定める額
			日額をもって定め るその他の者	予算の範囲内で市長が定める額					日額をもって定め るその他の者
			備考 附属機関の構成員であって、報酬額の日額が6,000円の者のうち、医師、弁護士、大学教授の報酬額は、日額15,000円とする。ただし、特に必要と認める場合は、日額30,000円以内とすることができる。						